

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正

現行

（用語の定義）

第一条 この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

一〜三（略）

四 「旅客自動車運送事業用自動車」とは、道路運送法第二条第三項の旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

五 「幼児専用車」とは、専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。

六〜十二（略）

十三〜十七（略）

十八 「高速道路等」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号

）第二十二条第一項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が六十キロメートル毎時を超える道路をいう。

2（略）

（座席）

第二十二条（略）

2 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、旅客自動車運送事業用自動車の座席及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であつて第二十二条の三第一項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

3（略）

4 前項の自動車（次に掲げる自動車を除く。）の座席の後面部分は、

（用語の定義）

第一条 この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

一〜三（略）

四〜十（略）

十一 削除

十二 削除

十三〜十七（略）

2（略）

（座席）

第二十二条（略）

2 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて第二十二条の三第一項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

3（略）

4 前項の自動車（乗車定員十一人以上の自動車及び貨物の運送の用に

当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、前項各号に掲げる座席にあつては、この限りでない。

一 乗車定員が十一人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）

二 貨物の運送の用に供する自動車

5・6 (略)

(座席ベルト等)

第二十二条の三 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車を除く。）には、当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（第二十二条第三項第一号から第五号までに掲げる座席（第二号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならぬ。

供する自動車を除く。）の座席の後面部分は、当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、前項各号に掲げる座席にあつては、この限りでない。

一 乗車定員が十一人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）

二 貨物の運送の用に供する自動車

5・6 (略)

(座席ベルト等)

第二十二条の三 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車を除く。）には、当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（第二十二条第三項第一号から第五号までに掲げる座席（第二号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならぬ。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
一 専ら乗用の用に供する自動車であつて次に掲げるもの イ 乗車定員十人未滿の自動車 ロ 乗車定員十人以上の自動車であつて、車両総重量が三・五トン以下のもの（第三号に掲	運転者席その他の座席であつて、前向きのもの（以下この表において「前向き座席」という。）	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下「第一種座席ベルト」という。）

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員十人以下の自動車	運転者席その他の自動車の側面に隣接する座席であつて前向きのもの（以下この表において「運転者席等」という。）	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下「第二種座席ベルト」という。）

<p>けるものを除く。</p>	<p>二 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以上のもの（前号口及び次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>三 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）</p>	<p>四 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が三・五トン以下のもの</p>
<p>前欄に掲げる座席以外の座席</p>	<p>前向き座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）</p>	<p>前欄に掲げる座席以外の座席</p>	<p>前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）</p>
<p>当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。以下「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト</p>	<p>第二種座席ベルト</p>	<p>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</p>	<p>第二種座席ベルト 第一種座席ベルト又</p>
<p>運転者席等以外の座席</p>	<p>全ての座席</p>	<p>普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以下のもの及び高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員十人以下のものを除く。）を除く。</p>	
<p>当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。以下「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト</p>	<p>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</p>		

<p>五 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が三・五トンを超えるもの</p>	<p>外の座席</p>	<p>は第二種座席ベルト</p>
<p>五 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が三・五トンを超えるもの</p>	<p>前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）</p>	<p>第二種座席ベルト</p>
<p>五 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が三・五トンを超えるもの</p>	<p>前欄に掲げる座席以外の座席</p>	<p>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</p>

254 (略)

(年少者用補助乗車装置等)

- 第二十二条の五 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を二個以上備えなければならない。
- 2 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 (略)

(補助制動灯)

- 第三十九条の二 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の後面には、補助制動灯を備えなければならない。
- 一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの
- 二 貨物の運送の用に供する自動車（バン型の自動車に限る。）であつて車両総重量が三・五トン以下のもの

<p>普通自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の自動車であつて、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。）</p>	<p>運転者席及びこれと並列の座席</p>	<p>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</p>
--	-----------------------	---------------------------

254 (略)

(年少者用補助乗車装置)

- 第二十二条の五 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの後面には、補助制動灯を備えなければならない。
- 3 (略)

(補助制動灯)

- 第三十九条の二 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの後面には、補助制動灯を備えなければならない。

2・3 (略)

(消火器)

第四十七条 次の各号に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。

一五 (略)

六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除く。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和五十二年運輸省令第三十三号)第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第十一条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車

2 (略)

(自主防犯活動用自動車)

第四十九条の三 自主防犯活動用自動車(地方公共団体その他の団体が自主防犯活動のため使用する自動車であつて告示で定めるものをいう。

。次項において同じ。)には、青色防犯灯を備えることができる。

2 青色防犯灯は、当該自動車自主防犯活動用自動車であることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 青色防犯灯は、その性能を損なわれないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

2・3 (略)

(消火器)

第四十七条 次の各号に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。

一五 (略)

六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除く。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和五十二年運輸省令第三十三号)第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第八条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車

2 (略)